

## 第 4 1 作 業 班 設 置 要 綱

平成 7 年 9 月 5 日  
第 1 回規格会議決定

### 1 設置

規格会議規程第 1 3 条の規定に基づき、第 4 1 作業班を設置する。

### 2 審議事項

第 4 1 作業班は、N T T 方式無線呼出システム標準規格 ( R C R S T D - 4 1 ) 及び N T T 方式無線呼出システム技術資料 ( R C R T R - 2 9 ) に関する改訂等の原案を作成する。

### 3 構成

第 4 1 作業班は、別表に掲げる規格会議委員又は同委員が指名する者で構成する。

### 4 主任等

- (1) 第 4 1 作業班に主任 1 名及び副主任 1 名を置く。
- (2) 主任は、第 4 1 作業班において互選により定め、副主任は、主任が指名する。
- (3) 主任は、第 4 1 作業班を主宰する。
- (4) 主任に事故があるときは、副主任がこれに代わる。

### 5 設置期間

第 4 1 作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

### 6 委任

第 4 1 作業班の運営に関し必要な事項は、第 4 1 作業班において定める。